

令和元年度 益田市産業支援センター支援制度紹介チラシ（一部・簡易版）

益田市商品開発・販路開拓等支援事業

…生産力の向上や地域資源の活用による新商品開発、産業間の連携、県外への販路拡大等を通じて本市産業の活性化を図ろうとする新たな取り組みを支援します。

区分	概要	対象経費	補助率及び限度額
商品開発・改良支援事業	①農林水産物の生産力の向上、高品質化、ブランド化を図る新たな事業 ②地域資源を活用した商品開発等 を図る新たな事業 ③食をテーマとした交流産業の創出を図る新たな事業 ④企業間又は大学等の連携による新たな事業 ⑤商品パッケージやデザイン等を改良する事業 ⑥その他市長が適当と認める事業	専門家謝金 賃金 旅費 印刷製本費 通信運搬費 委託料 使用料 賃借料 原材料費 備品購入費 設備導入費 出展料 展示装飾料 広告宣伝費 その他市長が特別に適当と認める経費	対象経費の3分の2以内 限度額 50万円  (事業費の総額は10万円以上)
販路開拓・拡大支援事業	市内で生産又は加工された製品等の販路開拓のため、市外で開催される展示商談会等に出店する事業。	専門家謝金 賃金 旅費 印刷製本費 通信運搬費 委託料 使用料 賃借料 出展料 展示装飾料 広告宣伝費 その他市長が特別に適当と認める経費	対象経費の3分の2以内 限度額 国内10万円 国外30万円 ※販売を主な目的とした商談会等は対象外

益田市成長分野産業等支援事業

…成長分野への挑戦及び設備投資により本市産業の活性化を図る取り組みを支援します。

事業区分	対象事業	対象経費	補助率及び限度額
設備貸与制度補助金	公益財団法人しまね産業振興財団の設備貸与制度割賦販売方式により市内に設備を設置した事業者	公益財団法人しまね産業振興財団に支払った保証金	経費の10分の10以内 (限度額50万円以内)
成長分野産業応援資金等補助金	島根県中小企業育成振興資金融資要綱第1条の2の規定による成長企業応援資金を活用する事業者	島根県信用保証協会へ法人等が支払った信用保証料の額	経費の10分の10以内(限度額50万円以内)

益田市新規創業・事業承継支援事業

概要	対象経費	補助限度額	備考
創業後の安定的な事業継続のために、記帳管理を通じた事業の状況把握及び資金管理を支援します。	創業日の属する月の末日から3年以内に経営把握のため商工会議所、商工会又は税理士へ支払った経費のうち次に掲げるもの (1) 月次記帳処理経費 (2) 決算書等作成経費 (3) その他市長が認める経費	一事業所あたり6万円以内	

益田市産業人材確保・育成支援事業

…市内企業の人材確保及び人材育成を支援することで、本市の産業振興を図ります。

区分	対象となる研修活動	対象経費	補助率及び限度額
産業人材確保支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>求人広告の掲載</li> <li>就職説明会及び面接会への出展</li> <li>求人情報、会社概要等を発信するためのホームページ作成及び改修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>求人広告の掲載費用</li> <li>求人採用活動に係る旅費、出展料及び海上設営費用</li> <li>ホームページの作成及び改修費用</li> </ul>	対象経費の2分の1 一人当たり5万円限度  ※商工振興会議議論を踏まえて、H31より拡充
産業人材育成支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業大学校が実施する研修</li> <li>公益法人が実施する研修</li> <li>大学及び専門研修機関が実施する研修</li> <li>県が実施する研修</li> <li>その他市長が認める研修</li> </ul>	受講に関する旅費、宿泊費、受講料	対象経費の2分の1 一人当たり5万円限度 ※受講者は2名を上限とする。